

当院は「かかりつけ医」として 以下の取組みを行っています

- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。主治医として介護の主治医意見書を作成します。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 他の医療機関の受診状況や処方されているお薬の内容を確認し、必要なお薬の管理を行います。

厚生労働省や都道府県のホームページにある『医療機能情報提供制度』のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。